融資・リース・ 補助金・税 情報提供・相 セミナー・研 法律等に 保証 制・出資 談 修・イベント 基づく支援

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減

中小ベンチャー企業、小規模企業等の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料・国際 出願に係る手数料を1/3に軽減します。

対象となる出願

平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料の軽減措置が受けられます。

対象者

- ①小規模の個人事業主 (従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
- ②事業開始後10年未満の個人事業主
- ③小規模企業(法人) (従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下))
- ④設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- ※③及び④については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

支援内容

- <国内出願>
 - (1) 審査請求料・・・・・・・・・・ 1/3に軽減
 - (2)特許料(第1年分から第10年分)・・・・・・ 1/3に軽減

<国際出願>

- (3)調査手数料、送付手数料・・・・・・・1/3に軽減(日本国特許庁による国際調査などを受けるための手数料)
- (4) 予備審査手数料・・・・・・・・・・・1/3に軽減 (日本国特許庁による予備的な審査を受けるための手数料(任意))
- ※国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する以下の手数料は、手数料自体を軽減するのではなく、手数料納付後に申請により「国際出願促進交付金」として交付します(実質的な手数料負担を軽減)。(対象者は上記の対象者と同様です。)なお、予算の上限に達した場合等は、交付を行わない可能性があります。

お問い合わせ先

<本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)> http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

●手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。 特許庁 総務部 総務課調整班 電話:代表 03-3581-1101 内線 2105